

報告第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告し承認を求める。

令和 7 年 1 月 21 日提出

有田川町長 中山 正 隆

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次の事項を専決処分する。

令和 6 年 12 月 27 日専決

有田川町長 中 山 正 隆

専決処分事項	令和 6 年度有田川町一般会計補正予算（第 7 号）
理 由	国において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、低所得者世帯支援を実施する補正予算が成立したことに伴い、早急に事業を実施する必要性が生じたため。

令和 6 年度

有田川町一般会計補正予算

(第 7 号)

令和6年度有田川町一般会計補正予算（第7号）

令和6年度有田川町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ113,879千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,342,190千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費の補正」による。

令和6年12月27日専決

有田川町長 中山正隆

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	1,858,983	113,879	1,972,862
	2 国庫補助金	534,521	113,879	648,400
歳 入 合 計		19,228,311	113,879	19,342,190

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	5,490,909	113,879	5,604,788
	1 社会福祉費	2,526,760	113,879	2,640,639
歳 出 合 計		19,228,311	113,879	19,342,190

第 2 表

繰越明許費の補正

追 加

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
3. 民生費	1. 社会福祉費	重点支援地方交付金事業 (低所得世帯支援)	113,131

予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

2 歳 入

3 歳 出

1 総括
(歳入)

- 6 -

(歳 出)

[illegible]

[illegible]

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金 113,879千円

2 項 国庫補助金 113,879千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	千円 163,040	千円 113,879	千円 276,919
計	534,521	113,879	648,400

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務管理費補 助金	千円 113,879	企画調整課 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	千円 113,879

3 歳 出

3 款 民生費
1 項 社会福祉費

113,879千円
113,879千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 社会福祉総務費	千円 538,533	千円 113,879	千円 652,412	千円 113,879	千円	千円	千円
計	2,526,760	113,879	2,640,639	113,879	0	0	0

節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	千円 3,133	やすらぎ福祉課 会計年度任用職員報酬 会計年度任用職員時間外勤務手当	千円 2,960 173
3 職員手当等	1,378	やすらぎ福祉課 時間外勤務手当 会計年度任用職員期末手当 会計年度任用職員勤勉手当	300 587 491
4 共済費	517	やすらぎ福祉課 職員共済組合負担金（会計年度任用職員） 社会保険料 雇用保険料	216 270 31
8 旅費	81	やすらぎ福祉課 会計年度任用職員費用弁償	81
10 需用費	610	やすらぎ福祉課 消耗品費 印刷製本費	260 350
11 役務費	2,420	やすらぎ福祉課 通信運搬費（通信） 手数料（その他）	1,860 560
12 委託料	2,000	やすらぎ福祉課 プログラム変更委託料	2,000
18 負担金補助及 び交付金	103,740	やすらぎ福祉課 低所得世帯給付金（住民税非課税） 低所得世帯給付金（子ども加算）	96,000 7,740